

議事日程(第3号)

平成26年6月11日 午前9時00分開議

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(2件)
- 議案第45号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 平成26年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
- 2) 産業建設常任委員会付託議案(4件)
- 議案第46号 木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 平成26年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
- 議案第48号 平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第49号 木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 総務常任委員会付託請願審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託請願
- 請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査
- 1) 総務常任委員会付託陳情
- 陳情第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書
- 日程第4 農業委員の推薦について
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告
- 日程第7 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(2件)

議案第45号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 平成26年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

2）産業建設常任委員会付託議案（4件）

議案第46号 木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 平成26年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

議案第48号 平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について

日程第2 総務常任委員会付託請願審査結果報告

1）総務常任委員会付託請願

請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

追加日程第1 発議第1号 手話言語法制定を求める意見書（案）

日程第3 委員会の閉会中の継続審査

1）総務常任委員会付託陳情

陳情第5号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書

日程第4 農業委員の推薦について

日程第5 議員派遣の件

日程第6 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第7 各委員会の閉会中の調査

出席議員（9名）

1番 後藤 和実君

2番 堀田 廣幸君

3番 原 博君

5番 税田 輝房君

6番 神野 源生君

7番 山田 秋吉君

9番 中竹 義一君

10番 中村 一也君

11番 甲斐 政治君

欠席議員（1名）

8番 宮崎 勝正君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 鍋倉 貴行君
書 記 稲田 宏美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	半渡 英俊君
教育長	中竹 聖子君	総務課長	横田 学君
財政課長	石井 雄二君	会計管理者	伊藤 章君
企画課長	萩原 一也君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	津江 邦彦君
福祉保健課長	中村 宏規君	町民課長	押川 道彦君
産業振興課長	間吉田辰郎君	監査委員	桑原 正憲君

午前8時59分開議

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（甲斐 政治） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

去る6月6日に行われました本会議で、原議員の総括質問に対する答弁について、財政課長の答弁の申し出がありましたので、議長において許可をいたしましたので、ただいまから財政課長が報告いたします。財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 6月6日の議案第41号平成25年度補正予算第7号の総括質疑の中で、3番議員より質問のありました、財産収入の不動産売り払い収入について質問がありましたが、私のほうが川原の上野田にあります営林署苗場跡地と説明しましたが、この土地については平成25年度に売却をしておりました。正しくは山塚にありますアグリパートナー宮崎が、大規模農地造成を行っております、区域内にあります法定外公共物、国から移管を受けた土地、昔

の里道等でありますけども、この分の売り払い収入が主であります。875.45平米を45万3,654円で売り払いしたものであります。そのほか3件合わせまして84万7,000円を計上したものであります。資料不足でご迷惑をおかけしました、申しわけありませんでした。

○議長（甲斐 政治） 本日の議事日程は、日程の追加等がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案2件、議案第45号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号平成26年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、以上2件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 平成26年第2回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

まず、議案第45号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第47号平成26年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業建設常任委員会付託議案4件、議案第46号木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号平成26年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、議案第48号平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第49号木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について、以上4件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会に付託されました事件は4件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議案第46号木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第47号平成26年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）、原案可決です。

議案第48号平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

議案第49号木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について、原案可決です。

以上で、産業建設常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第45号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の5議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第45号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成26年度木城町一般会計補正予算（第2号）についての討論、採決になっておりますが、議案第47号と議案第49号木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定についての議案内容に関連案件がありますので、議案第49号を繰り上げて、議案第49号、議案第47号、議案第48号の順で討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号を繰り上げて、議案第49号、議案第47号、議案第48号の順番で討論、採決することに決定いたしました。

次に、議案第49号木城町石河内活性化センターの指定管理者の指定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成26年度木城町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告は、ともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成26年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は、原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．総務常任委員会付託請願審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第2、総務常任委員会付託請願審査結果報告を行います。

請願第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 請願審査報告を行います。総務常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告をします。

請願第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願は、採択であります。

以上で、請願審査報告を終わります。

○議長（甲斐 政治） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。請願第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

請願第2号に対する、総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。なお、採決は起立によることといたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。よって、本件は委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前9時13分休憩

午前9時14分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、原博君ほか3名から、発議第1号手話言語法制定を求める意見書（案）が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出、発議第1号手話言語法制定を求める意見書（案）を追加日程第1として、日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第1号

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、意見書の提出、発議第1号手話言語法制定を求める意見書（案）を議題といたします。

提出されました発議第1号については、朗読は省略し、提出者3番原博君の趣旨説明を登壇の上、求めます。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 手話言語法制定を求める意見書（案）について趣旨を説明いたします。

人が人間として生きようとするとき、必ず周囲の人たちとのかかわり合い、コミュニケーションが必要とされます。その方法は、ほとんどの場合、音声、言語によるコミュニケーションが中心となっています。

しかし、聴覚に障害を負わされた人たちは、自由に駆使することを制限されています。そこで独自のコミュニケーションの手段として手話があると思います。社会的権利を総合的に実現する、といった中で、手話が健常者町民と聴覚障害者町民26人を、つなぐ伝達手段として大きな役割を果たすことに、手話の重要な意義があると私は思います。聴覚障害者の諸問題を総合的に認識し、同じ町民としてともに歩む姿勢こそ重要だということです。

そこで、法の整備を早急に進めるべきと考えますので、皆さん、よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 提出者からの趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。発議第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第1号手話言語法制定を求める意見書（案）は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号手話言語法制定を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

なお、手話言語法制定を求める意見書は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、手話言語法制定を求める意見書は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に提出することに決定いたしました。

日程第3. 委員会の閉会中の継続審査

○議長（甲斐 政治） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

総務常任委員長から委員会において審査中の、陳情第5号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2015年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情書について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第4. 農業委員の推薦について

○議長（甲斐 政治） 日程第4、農業委員の推薦についてを議題といたします。

去る5月30日付で、町長から、農業委員の任期満了に伴う、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による、選任委員の推薦依頼の文書が参っております。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員に、坂本康充君を推薦したいと思います。ただいま、議長において指名いたしました、坂本康充君を議会推薦の農業委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、坂本康充君を議会推薦の農業委員に推薦することに決定いたしました。

日程第5. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決いたしました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、後日変更があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

日程第6. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第6、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告を行います。

これより、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、原博君。3番。

○総務常任委員会委員長（原 博君） 総務常任委員会では、特別何もありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、後藤和実君。1番。

○産業建設常任委員会委員長（後藤 和実君） 産業建設常任委員会は、特別ありません。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、山田秋吉君。7番。

○議会運営委員会委員長（山田 秋吉君） 議会運営委員会の今後の予定でございますが、議長のほうから4項目、予算特別委員会の設置、それから議会の基本条例について、木城町議会運営に関する申し合わせ事項について、その他議会活性化についての諮問がありましたので、この件について締め切りが10月末ですので、それまでにこれを協議を進めたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。議会だより編集発行に向けて、7月1日、4日、7日、10日、14日の5日間、特別委員会を開催したいと思います。議員各位の協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第7. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第7、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から、議会広報の編集、調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

去る6月6日に開会されて以来、本日までの6日間にわたり、慎重にご審議をいただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、平成26年第2回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） お礼申し上げます。6月定例議会ご審議いただき、大変ご苦勞さまでございました。提案いたしました11議案全て、承認または議決をいただき、心からお礼を厚くお礼申し上げます。

いよいよ梅雨も本番になってまいります。先日も多少の災害の発生が起こったところでございますが、行政といたしまして、万全の体制をとって対応してまいりたいと考えております。

また、いよいよ暑い季節になってまいりますので、皆様には十分ご自愛いただきまして、活動をしていただきますようお願いを申し上げます。

なお、当面します諸行事につきましてお手元に配付してございますので、よろしくお願い申し上げます。お礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは控え室のほうにお願いいたします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦勞さまでした。

午前9時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員